

1

令和2年第1回

多治見市議会定例会議案

令和2年2月21日

目 次

報第1号	専決処分の報告について	1
報第2号	専決処分の報告について	2
報第3号	専決処分の報告について	4
報第4号	専決処分の報告について	5
議第1号	多治見市ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止するについて	6
議第2号	多治見都市計画事業多治見駅北土地区画整理事業施行条例を廃止するについて	7
議第3号	多治見市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定するについて	8
議第4号	多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて	13
議第5号	多治見市印鑑条例の一部を改正するについて	14
議第6号	多治見市子どもの権利に関する条例の一部を改正するについて	15
議第7号	多治見市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正するについて	17
議第8号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	23
議第9号	多治見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについて	25
議第10号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	26
議第11号	多治見市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正するについて	27
議第12号	多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて	28
議第35号	工事請負契約の締結について	30
議第36号	工事請負契約の締結について	31
議第37号	工事請負契約の締結について	32
議第38号	物品供給契約の締結について	33
議第39号	工事請負契約の締結について	34
議第40号	権利の放棄について	35
議第41号	権利の放棄について	36
議第42号	権利の放棄について	37
議第43号	訴えの提起について	38

議第44号	多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託の変更について……………	40
議第45号	多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の変更について……………	41
議第46号	多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の変更について……………	42
議第47号	多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託の変更について……………	43
議第48号	土岐川防災ダム一部事務組合理約の変更について……………	44
議第49号	多治見市南姫財産区管理委員の選任について……………	45
議第50号	市道路線の廃止及び認定について……………	46
議第51号	市道路線の廃止及び認定について……………	47
議第52号	市道路線の認定について……………	48
議第53号	市道路線の認定について……………	49
議第54号	市道路線の認定について……………	50
議第55号	市道路線の認定について……………	51

報第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

専第14号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和元年12月11日

多治見市長 古川 雅典

- 1 権利放棄の内容 生活保護法第78条の規定による生活保護費徴収金の未収金
- 2 債務者 **** ** **
- 3 権利放棄する金額 17,320円
- 4 権利放棄の理由 債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないと思料するため

報第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

専第15号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和元年12月23日

多治見市長 古川 雅典

1 事件名 通行権不存在確認請求事件

2 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 古川 雅典

被告 多治見市栄町3丁目10番地

稲垣鋳業株式会社 代表者 代表取締役 稲垣 賢一

3 事件の概要

- (1) 原告が旧多治見市東町一丁目9番3の土地（以下「旧9番3の土地」という。）につき訴外民間会社に対する売却交渉をしていたところ、被告から、平成30年3月5日、同地うち多治見市東町一丁目9番63（以下「本件土地」という。）に該当する箇所通行権の主張を内容証明郵便にて受けた。
- (2) その後も、原告は、同年3月27日、同年6月20日、それぞれ内容証明郵便にて、同地の同箇所通行権の主張を受けた。
- (3) そのため、原告は、買受人との間で後に瑕疵担保責任等トラブルが生じることを避けるべく本件土地を旧9番3の土地から分筆して売却した。
- (4) 本件解決後は、本件土地を同買受人に売却予定である。

4 請求の要旨

- (1) 本件土地について被告に通行権がないことを確認する。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

5 訴訟物の価額 一金 246,615円

6 訴訟遂行の方法 本件の訴訟は、弁護士に委任する。

7 その他 本件については、必要に応じ、上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

報第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

専第1号

損害賠償の額を定めるについて

令和元年10月25日午後9時頃、市内西山町2丁目地内において、市道513600線を北進中の普通自動車が、道路の沈下部分にはまり、同車両前面下部を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年2月5日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 151,923円

報第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

専第2号

損害賠償の額を定めるについて

令和2年1月6日午後0時5分頃、市内音羽町4丁目野中橋東詰めの信号のない交差点において、本市職員（教育総務課所属）の運転する公用車が、北側から左折しようとして交差点に進入した際に、市道413200線を西進のため停止中の自転車に接触し、同車両前輪等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年2月12日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 92,708円

議第1号

多治見市ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止するについて

多治見市ふるさと農村活性化対策基金条例（平成5年条例第29号）を次のように廃止するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例

多治見市ふるさと農村活性化対策基金条例（平成5年条例第29号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日までに、この条例による廃止前の多治見市ふるさと農村活性化対策基金条例により積み立てられた基金の全部は、施行日において一般会計歳入歳出予算に計上して、土地改良施設等の利活用に係る集落共同活動を支援し、農業の活性化を図る事業の財源に充てるものとする。

議第2号

多治見都市計画事業多治見駅北土地区画整理事業施行条例を廃止するに
ついて

多治見都市計画事業多治見駅北土地区画整理事業施行条例（平成11年条例第38号）
を次のように廃止するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見都市計画事業多治見駅北土地区画整理事業施行条例を廃止する条例
多治見都市計画事業多治見駅北土地区画整理事業施行条例（平成11年条例第38号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（多治見市特別会計条例の一部改正）

2 多治見市特別会計条例（昭和38年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号を削る。

第6条を削る。

（経過措置）

3 前項の規定による改正前の多治見市特別会計条例第1条第5号に規定する多治見
駅北土地区画整理事業特別会計の令和元年度の収入及び支出並びに決算に関しては、
なお従前の例による。

議第3号

多治見市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定するについて

多治見市避難行動要支援者名簿に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市避難行動要支援者名簿に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿の作成及び避難支援等関係者への提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 多治見市の消防機関、多治見市の区域を管轄する警察署、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、自治組織（市内の一定地区を単位とし、そこで居住する世帯等を構成員とし、自主的、自発的に組織さ

れ、運営される市民の自治的な組織をいい、自主防災組織を含む。) その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

(避難行動要支援者の範囲)

第3条 避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者のうち、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。次号において「省令」という。）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかであるもの
- (2) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者であつて、次のいずれかの要件に該当するもの
 - ア 介護保険法第19条第1項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が省令第1条第1項に規定する要介護1又は要介護2のいずれかであること。
 - イ 介護保険法第19条第2項の規定による要支援認定を受けていること。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表左欄に掲げる障害の種別に応じ、同表右欄に掲げる障害の等級の障害にあるもの
- (4) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害にあるもの
- (5) 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神

保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級であるもの

(7) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者

(8) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして規則で定めるもの

(避難行動要支援者名簿の作成)

第4条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、前条各号に規定する避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする理由

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、避難行動要支援者名簿の内容について、正確かつ最新のものとするよう努めなければならない。

(同意者の名簿情報の提供)

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。ただし、居所が福祉施設等の者の名簿情報は、この限りでない。

2 前項の規定による名簿情報の提供については、本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）の同意を得た上で行わなければならない。

ただし、第3条第1号から第3号までに定める避難行動要支援者については、避難支援等関係者への名簿情報の提供について本人に確認を求めた場合において、不同意の意思を明示しなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

(全員の名簿情報の提供)

第6条 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報に係る管理状況の報告等)

第7条 市長は、前2条の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「名簿情報の提供を受けた者」という。）の当該提供を受けた名簿情報に係る管理状況を確認するために必要があると認めるときは、当該管理状況について当該名簿情報の提供を受けた者に対し、報告を求め、又は検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置等)

第8条 名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報について、漏えいが生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を書面により市長に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第9条 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(秘密保持義務)

第10条 名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

障害の種別		障害の等級	
視覚障害		1級又は2級	
聴覚障害		2級	
肢体不自由	上肢	1級又は2級	
	下肢	1級又は2級	
	体幹	1級、2級又は3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級又は2級
		移動機能	1級、2級又は3級

備考 左欄の障害の種別とは、身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める障害の種別をいい、右欄の障害の等級とは、同表に定める障害の等級をいう。

議第4号

多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて

多治見市役所の位置を定める条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

多治見市役所の位置を定める条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

「日ノ出町2丁目15番地」を「音羽町1丁目233番地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第5号

多治見市印鑑条例の一部を改正するについて

多治見市印鑑条例（昭和53年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市印鑑条例の一部を改正する条例

多治見市印鑑条例（昭和53年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第6号

多治見市子どもの権利に関する条例の一部を改正するについて

多治見市子どもの権利に関する条例（平成15年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例

多治見市子どもの権利に関する条例（平成15年条例第27号）の一部を次のように改正します。

前文中

「（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）」
を

「すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。

私たちは、次のようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）」
に改め、

「私たちは、このようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子ども

の権利に関する条例を制定します。』
を削ります。

第1条中「考えながら」の次に「命などの」を加えます。

第3条第5項中「連携して」の次に「命などの」を加えます。

第7条第3項中「保護者」の次に「などの子どもと同居するおとな」を、「虐待」の次に「、体罰」を加え、同条第4項中「虐待」の次に「や体罰」を加え、「、回復」を「や回復」に改めます。

第13条第3項中「権利」の次に「の擁護」を加えます。

第14条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加えます。

3 擁護委員は、中立な立場で客観的に判断しなければなりません。

第17条第1項中「独立性を尊重し、その活動を支援し」を「中立性を尊重するとともに関係機関との調整を図り」に改めます。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

議第7号

多治見市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市職員の育児休業等に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年条例第28号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)

(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市の規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が

1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）

当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該

子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第5条の3第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第7条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条の9中「(平成15年条例第28号)」を削る。

第9条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員

第10条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分

休業をいう。以下同じ。)」を加え、「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第11条中「職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第25号）第14条の規定に関わらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に関わらず、その勤務しない1時間につき、同条例第29条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

（職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

第2条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。
(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「条例で」の次に「、」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により
実施機関が市長と協議して定める額

(多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第30条中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議第8号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表52の4の項中「超え25以下のもの」を「超えるもの」に、

「

一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）	床面積が100平方メートル以下のもの
--	--------------------

」

を

「

一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）
--

」

に、「超え500平方メートル以下のもの」を「超えるもの」に改め、同項備考の欄中「した額とする。」の次に「ただし、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に

については、当該部分を計算する評価方法による場合に限って、当該区分に掲げる額を合算するものとする。」を加え、同表52の5の項中「超え25以下のもの」を「超えるもの」に、

「

一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が100平方メートル以下のもの
-------------------	--------------------

」

を

「

一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分

」

に、「超え500平方メートル以下のもの」を「超えるもの」に改め、同項備考の欄中「した額とする。」の次に「ただし、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分については、当該部分を計算する評価方法による場合に限って、当該区分に掲げる額を合算するものとする。」を加え、同表52の6の項備考の欄及び52の7の項備考の欄中「した額とする。」の次に「ただし、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分については、当該部分を計算する評価方法による場合に限って、当該区分に掲げる額を合算するものとする。」を加え、同表52の8の項金額の欄中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この項において「仕様基準」という。）」を「第1条第1項第2号イ(2)(i)又は(3)及びロ(2)又は(3)に規定する基準」に、「仕様基準による場合にあっては18,000円」を「基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)又は(3)及びロ(2)又は(3)に規定する基準（以下この項において「仕様基準」という。）による場合にあっては18,000円」に改め、同項備考の欄中「した額とする。」の次に「ただし、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分については、当該部分を計算する評価方法による場合に限って、当該区分に掲げる額を合算するものとする。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第9号

多治見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについて

多治見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多治見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第10号

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の12中「16万円」を「17万円」に改める。

第20条第1項各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多治見市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第11号

多治見市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正するにつ
いて

多治見市農業委員会の委員の定数に関する条例（平成28年条例第33号）の一部を次
のように改正するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
多治見市農業委員会の委員の定数に関する条例（平成28年条例第33号）の一部を次
のように改正する。

第2条中「18人」を「17人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月20日から施行する。

議第12号

多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市営住宅管理条例の一部を改正する条例

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条中第4項を第5項とし、同条第3項本文中「これを還付」を「これを返還」に改め、同項ただし書中「未納の家賃、駐車場の使用料、遅延損害金、第20条第1項ただし書」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務（第20条第1項）に改め、「損害賠償金」の次に「を含む。）」を加え、「敷金」を「敷金」に、「これを控除した額を還付する」を「その額を控除する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第20条第1項本文中「費用は」の次に「、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項ただし書」を「前項」に、「同項ただし書」を「同項」に、「退去時の畳、襖^{ふすま}等を原状回復させるために必要な修繕に要する費用」を「市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもののうち市長が定めるもの」に改め、

同条第4項中「第1項本文に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項本文」を「第1項」に改める。

第38条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

別表高田の部昭和32年度の款を削り、同部昭和33年度の款中「4」を「2」に改め、同表高根の部昭和34年度の款及び昭和35年度の款を次のように改める。

昭和34年度	高根町3丁目	簡易耐火構造2階建	4	
	高根町3丁目	簡易耐火構造平家建	8	災害住宅
昭和35年度	高根町3丁目	簡易耐火構造2階建	4	

別表南姫の部昭和42年度の款中「17」を「13」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

議第35号

工事請負契約の締結について

(仮称) 多治見市食育センター建設工事建築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 (仮称) 多治見市食育センター建設工事建築工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 一金 1,012,000,000円
- 4 契約の相手方 T S U C H I Y A ・新興特定建設工事共同企業体
代表構成員 大垣市神田町2丁目55番地
T S U C H I Y A株式会社
代表取締役社長 土屋 智義
構成員 多治見市陶元町61番地
新興建設株式会社
代表取締役 田中 勝也

議第36号

工事請負契約の締結について

(仮称) 多治見市食育センター建設工事電気設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 (仮称) 多治見市食育センター建設工事電気設備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 一金 157,300,000円
- 4 契約の相手方 小境・林特定建設工事共同企業体
代表構成員 多治見市錦町3丁目8番地
小境電気工事株式会社
代表取締役 小境 啓介
構成員 多治見市京町1丁目134番地
株式会社林電機商会
代表取締役 林 浩司

議第37号

工事請負契約の締結について

(仮称) 多治見市食育センター建設工事機械設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 (仮称) 多治見市食育センター建設工事機械設備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 一金 599,500,000円
- 4 契約の相手方 日野吉・東濃特定建設工事共同企業体
代表構成員 多治見市上山町2丁目20番地
日野吉工業株式会社多治見営業所
営業所長 川島 弘吉
構成員 多治見市錦町4丁目57番地
東濃設備工業株式会社
代表取締役 酒井 輝夫

議第38号

物品供給契約の締結について

(仮称) 多治見市食育センター建設事業 厨房備品について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 (仮称) 多治見市食育センター建設事業 厨房備品
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 488,400,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市中鶉2丁目105番
岐阜アイホー調理機株式会社
代表取締役 伊藤 隆男

議第39号

工事請負契約の締結について

昭和小学校校舎棟外壁等改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 昭和小学校校舎棟外壁等改修工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 255,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市明和町2丁目50番地
株式会社吉川組
代表取締役 吉川 厚志 |

議第40号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 権利放棄の内容 生活保護法第63条の規定による生活保護費返還金の未収金
- 2 債務者 **** *
- 3 権利放棄する金額 328,175円
- 4 権利放棄の理由 債務者が死亡し、その債務に関する相続人を確認できないため。

議第41号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 権利放棄の内容 市営住宅家賃及び駐車場使用料の未収金
- 2 債務者 **** ** **
- 3 権利放棄する金額 1,334,090円
- 4 権利放棄の理由 徴収停止の措置をとった債権について、1年以上経過後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるため。

議第42号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 権利放棄の内容 病院事業会計の未収金
- 2 債務者 *** ** *
- 3 権利放棄する金額 686,570円
- 4 権利放棄の理由 強制執行を行った後になお残る債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるため。

議第43号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

1 事件名 土地貸付料等支払請求訴訟

2 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 古川 雅典

被告 名古屋市熱田区千年二丁目33番24号

日善株式会社 代表者 代表取締役 吉本 秀樹

3 事件の概要

(1) 平成23年12月8日、被告は、平成22年(ケ)第70号不動産競売事件により建物（以下「本件建物」という。）を取得した。

(2) 本件建物は、原告が所有する多治見市笠原町字平下991番3の一部をその敷地の一部としている。

(3) 平成24年4月1日、原告と被告は、多治見市笠原町字平下991番3の一部（645.93㎡）の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結した。

(3) 被告は、本件賃貸借契約の締結以後、貸付料を支払っていない。

(4) 令和2年1月14日、原告は、被告に対し、貸付料の支払を求める文書を送付したが、被告からの支払はない。

(5) 平成26年1月1日から令和元年12月31日までの貸付料は、合計899,893円である。

4 請求の要旨

(1) 被告は、原告に対し、未払貸付料及び支払日に至るまでの遅延損害金を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

5 訴訟物の価額 一金 899,893円

6 訴訟遂行の方法 本件の訴訟は、弁護士に委任する。

7 その他 本件については、必要に応じ、上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

議第44号

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託の変更に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり変更することについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の
一部を改正する規約

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第45号

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり変更することについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を改正する規約

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第46号

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり変更することについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を改正する規約

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第47号

多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり変更することについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を改正する規約

多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第48号

土岐川防災ダム一部事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、次のとおり土岐川防災ダム一部事務組合の規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

土岐川防災ダム一部事務組合同規約の一部を改正する規約

土岐川防災ダム一部事務組合同規約（昭和40年許可岐阜県指令地第5195号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「2年とする」を「、当該市の監査委員としての任期による」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による改正後の規定は、この規約の施行の日以後に任命された監査委員について適用し、同日前に任命された監査委員については、なお従前の例による。

議第49号

多治見市南姫財産区管理委員の選任について

次の者を多治見市南姫財産区管理委員に選任したいので、多治見市南姫財産区管理
会協議（昭和35年3月24日議決）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

住 所	氏 名	生年月日	備考	
*****	市原 勝美	*****	新任	任期 は、令 和6年 3月31 日まで
*****	市原 真二	*****	新任	
*****	奥村 義人	*****	新任	
***** *	坂崎 喜志夫	*****	新任	
*****	林 博史	*****	新任	
*****	宮嶋 秀樹	*****	再任	
*****	宮嶋 正孝	*****	新任	

提案理由

本市南姫財産区管理委員の任期が、令和2年3月31日に満了するため、上記の者を選任する。

議第50号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	5 1 3 9	522129	多治見市 平井町4丁目 同 市 平井町4丁目	15番 3番	地先から 地先まで
認定	5 1 3 9	522129	多治見市 平井町4丁目 同 市 平井町4丁目	15番 2番	地先から 地先まで

議第51号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	6 3 1 4	614157	多治見市 明和町2丁目 同 市 明和町2丁目	64番10 64番30	地先から 地先まで
認定	6 3 1 4	614157	多治見市 明和町2丁目 同 市 明和町2丁目	64番10 63番35	地先から 地先まで

議第52号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
3 1 8 6	3 1 5 4 3 4	多治見市 東山町1丁目 同 市 高田町長湫	36番 1番	地先から 地先まで

議第53号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
3 1 8 7	3 1 5 4 3 5	多治見市 東山町1丁目 同 市 東山町1丁目	30番 12番	地先から 地先まで

議第54号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
4 1 7 4	412135	多治見市 赤坂町9丁目 同 市 赤坂町9丁目	57番1 31番1	地先から 地先まで

議第55号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
5 3 6 4	5 2 2 1 4 3	多治見市 平井町4丁目 同 市 平井町4丁目	92番2 128番8	地先から 地先まで